

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第771号)

平成22年4月14日

横 情 審 答 申 第 771 号

平 成 22 年 4 月 14 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき  
るご質問について（答申）

平成21年12月17日南土第1250号による次のご質問について、別紙のとおり答申します。

「私道整備助成に関わる申出について（平成15年度南政第362号）」ほか3件の行政文書に係る一部開示決定に対する異議申立てについてのご質問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、次の行政文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

- (1) 「私道整備助成に関わる申出について」（平成15年度南政第362号）
- (2) 「私道整備助成申出についての通知について」（平成15年度南政第378号）
- (3) 「私道整備助成に関する工事の承認について」（平成15年度南政第388号）
- (4) 「私道整備助成金の交付について」（平成15年度南政第435号）

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「南区清水ヶ丘特定地番（自己所有地）内、通路状敷地部分の私道整備助成に係るすべての文書、図面、その他申請者が提出したか、申請者に交付した資料、審査に関わる文書、助成審査に関わる規定類、基準文書一式（私道整備助成申出書、事前審査の審査基準が明示されたもの、その審査過程の記録、審査結果、結果通知書、事前審査後の提出書類（位置図、実測平面図（縮尺1/250～1/500、委任状、誓約書、工事費見積書、その他各土木事務所長が必要と認める書類）、私道整備助成工事承認通知書、舗装工事の着手及び完了届、完了検査の検査調書またはこれに相当する文書、検査基準、及びその検査内容、検査過程の記録文書、私道整備助成金交付決定通知書、私道整備助成金請求書」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年3月9日付で「(1)「私道整備助成に関わる申出について」（平成15年度南政第362号。以下「文書1」という。）、(2)「私道整備助成申出についての通知について」（平成15年度南政第378号。以下「文書2」という。）、(3)「私道整備助成に関する工事の承認について」（平成15年度南政第388号。以下「文書3」という。）及び(4)「私道整備助成金の交付について」（平成15年度南政第435号。以下「文書4」という。文書1から文書4までを総称して、以下「本件申立文書」という。）」を特定し、一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、私道整備助成の申請者及び異議申立人（以下「申立人」という。）の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の開示を求めるとともに、審査状況の記録についてさらに特定し開示を求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書のうち申立人が開示を求める部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成15年度に南区清水ヶ丘特定地番先ほかの私道に係る助成（以下「本件助成」という。）の実施に伴い作成された、文書1から文書4までの4件の起案文書である。

(2) 申立人が開示を求める部分は、本件助成に関する相手方及び関係者個人に関する情報に該当し、かつ特定の個人を識別することができることとなるため本号本文に該当し、非開示とした。

(3) 申立人は、異議申立書において、横浜市南区役所及び南土木事務所における本件助成についての審査状況の記録についても開示を求めると主張している。

しかし、申請書類についての審査、現地調査での適否など、審査途中の状況については当初より記録はない。提出された申出書及びその添付書類のみをもとに適否を判断しているためである。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 非開示とされた個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影のうち、申立人本人に関する部分及び本件助成の申請者に関する部分の開示を求める。

(2) 本件請求において、横浜市南区役所及び南土木事務所における本件助成についての審査状況の記録について請求を行ったが、これについては開示決定通知書においては一切ふれられておらず、開示もされていないことから、開示を求める。

(3) 開示文書にある図面、写真等が不鮮明であり判読できないものがあつたため、より鮮明に示された文書の開示を請求する。

(4) 本件処分は、次の理由により不適當である。

ア 非開示とされた部分には、本件助成の横浜市への申請時において、既に申請対象区域内の土地所有者であつた申立人に係る記述の存在が当然なればならず、その申立人本人に関する個人情報については、本人の個人情報となるため非開示とされる理由が存在しないため、開示を求める。

イ 本件助成の申請者と申立人本人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影は条例第7条第2項第2号ただし書イに該当し、実施機関は文書の開示義務がある。

本件助成の申請者は「私道整備の助成に関する要綱」（昭和48年7月10日制定。以下「要綱」という。）にて、関係人との紛争解決義務を負うことになっている。申立人の所有地は、私道整備の結果路面舗装されたため、自由使用が不可能になった。関係人の私財であるにもかかわらず土地の自由な使用形態に著しい制限を生むことは明確であることから、私道整備について同意をしていない申立人の財産の保護を考慮すれば、係争相手となる申請者についての情報を開示することが妥当であると判断する。また、申立人は、私道整備に同意しておらず、本件申立文書には申立人の情報はないものと判断するが、万が一にも存在した場合、それは偽造文書となり、無効である。いずれにせよ、申立人の財産の保護について係争の判断をするためにも重要な情報であり、開示することが妥当である。

ウ 審査状況についての資料は、以下のようなことも含まれると判断している。

他市町村等の私道助成手続についてみると、助成対象地区の住民の委任状の他、私道の地権者の土地使用同意書の添付を求めることが一般的である。しかし、横浜市においては土地使用同意書の添付を求めていることから本件のような土地の無断使用による財産の侵害が発生したことは明白である。よって、要綱では当件のような状況が発生することが十分予見できたにもかかわらず、土地使用同意書の添付を不要とした、制定時の客観的、合理的な審理経過、見解等、及び当件のような不都合が生じた場合の対処について定めた資料の開示を求めている。

## 5 審査会の判断

### (1) 私道整備助成について

横浜市では、私道の所有者等の総意に基づく申請があったときに、一定の要件を満たす私道の舗装等の新設及び修繕にかかる費用のうち90%を助成しており、その手続等については、要綱で定められている。なお、当該事務については、平成15年度当時は、各区区政推進課が所管していたが、平成17年度からは各区土木事務所に移管されている。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件助成の実施に伴い作成された、文書1から文書4までの行政文書である。

文書 1 は、私道整備助成にかかわる申出を受けて、助成対象の適否等について区長が土木事務所長に照会することを決定するための起案文書であり、文書 2 は、私道整備助成申出について土木事務所長からの回答を受け、事前審査の結果を申出者に通知することを決定するための起案文書であり、文書 3 は、申請者から提出された私道整備助成工事及び助成金交付申請書に対して私道整備助成工事承認通知を送付することを決定するための起案文書であり、文書 4 は、私道整備助成金の交付について決定するための起案文書である。また、各文書の構成及び実施機関が条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するとして非開示とした部分は別表のとおりである。

申立人は、実施機関が非開示とした部分のうち、申立人本人と本件助成の申請者の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影の開示を求めている。このうち、申立人本人に係る情報の開示を求めていることについては、本件は情報公開請求に係る案件であるから、当審査会として特定の個人に係る情報について開示・非開示の判断をすることは個人情報に公にすることとなり、適当ではない。しかし、異議申立書と意見書の記載から、申立人は実施機関が非開示とした個人に関する情報のうち、法人担当者除いた個人に関する情報について開示を求めていると解釈することができる。したがって当審査会としては、申立人が申請者、私道敷地の権利者及び私道利用者（以下、私道敷地の権利者及び私道利用者を「権利者等」という。）に関する情報（以下「本件申立部分」という。）の開示を求めているものと解し、以下検討する。

(3) 本件申立部分の条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書では、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 申請者の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影並びに権利者等の氏名、住所及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当する。

ウ 次に本号ただし書の該当性について検討する。

申立人は、自己所有地の自由な使用に著しい制限が生じることから、係争相手となる申請者の情報を開示すべきであり、また本件申立文書の中に申立人の情報が存在するか否かを確認し、申立人の財産保護について係争の判断をするために申立人の情報も開示すべきとし、いずれも本号ただし書イに該当すると主張する。しかし、条例において定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。このため、本件申立部分は本号ただし書イには該当しない。

また、本件申立部分は、本号ただし書ア及びウにも該当しない。

エ なお、申立人は自らが本件請求に係る土地の所有者であり、申立人本人に関する個人情報となるため非開示とする理由が存在しないとも主張するが、情報公開請求においては、そのことが本件処分の結論に影響を与えるものではない。

#### (4) 審査状況の記録について

ア 申立人は、横浜市南区役所及び南土木事務所における本件助成についての審査状況の記録についての開示も求めていると主張しており、このことに対し実施機関は提出された申請書と添付書類のみをもとに適否を判断しているため、申請書類についての審査、現地調査での適否など審査途中の状況については当初より記録がないとしている。

イ 本件開示請求書には「南区清水ヶ丘特定地番内・・・私道整備助成に係るすべての文書、・・・審査に関わる文書、・・・」と記載されている。実施機関は、審査状況の記録については、当初から存在しないと主張しているが、文書2には、土木事務所長が区長からの照会に対して助成対象の適否等を回答した文書が添付されていることが認められた。そこで、当審査会では実施機関に対し、区長への回答に係る起案文書を探索させたところ、平成15年度文書分類表「私道対策関係書類」に該当し、保存年限（3年）経過により廃棄済みであり、現在保有していないとのことであった。

当審査会において、平成15年度当時の文書分類表を確認したところ、土木事務所の「私道対策関係書類」は保存年限3年に該当するとされていた。このため、当該起案文書を保存年限経過により廃棄済みであるとした実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、このほか審査状況の記録について、要綱に基づいて申請書と添付書類のみをもとに適否を判断しているため審査状況の記録は作成しておらず保有していないとの実施機関の説明が、不合理であるとまでは認められない。

ウ さらに、申立人は、他市町村の私道助成手続では私道の地権者の土地使用同意書の添付を求めることが一般的であるのに対し、横浜市では土地使用同意書の添付を求めていることから、土地使用同意書の添付を不要とした、要綱制定時の客観的、合理的な審査経過、見解等及び本件のような不都合が生じた場合の対処について定めた資料の開示を求めると主張しており、要綱制定時の検討資料の開示を求めていると解される。

エ 本件開示請求書には「・・・助成審査に関わる規定類、基準文書一式・・・」とあるものの、この記載からでは、要綱制定時の検討資料まで請求していると解することはできず、本件請求の対象行政文書として要綱制定時の検討資料を特定しなかった実施機関の判断に誤りはない。

#### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定したこと、及び本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実



別表 文書の構成及び実施機関が条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした部分

対象行政文書	文書の構成	実施機関が非開示とした部分
文書 1	起案用紙	申請者の氏名
	起案本文	申請者の氏名、住所及び電話番号
	南土木事務所への照会文(案)	申請者の氏名及び住所
	住宅地図の写し	申請者の氏名
	私道整備助成申出書	申請者の氏名、個人印の印影、住所及び電話番号
	工事見積書	申請者の氏名
	平面図	権利者等の氏名
文書 2	起案用紙	申請者の氏名
	起案本文	申請者の氏名、住所及び電話番号
	南土木事務所からの回答文	申請者の氏名及び住所
	私道整備助成申出についての通知(案)	申請者の氏名
	工事見積書	申請者の氏名
	平面図	権利者等の氏名
文書 3	起案用紙	申請者の氏名
	起案本文	申請者の氏名、住所及び電話番号
	私道整備助成工事承認通知(案)	申請者の氏名
	私道整備助成工事及び助成金交付申請書	申請者の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影
	委任状	申請者の氏名及び住所 権利者等の氏名、住所、個人印の印影、土地の所在及び土地所有形態
	誓約書	申請者の氏名、住所及び電話番号
	住宅地図の写し	申請者の氏名
	公図の写し	権利者等の氏名
	私道整備の助成に関する要綱(抄)	-
	文書 4	起案用紙
起案本文		申請者の氏名、住所及び電話番号
住宅地図の写し		申請者の氏名
私道整備助成交付決定通知書(案)		申請者の氏名
報告書		申請者の氏名
完了届		申請者の氏名及び住所
工事精算書		-
照査票		申請者の氏名
私道整備の助成に関する要綱(抄)		-
工事請負契約書の写し		申請者の氏名、個人印の印影及び住所
報告書		申請者の氏名
着手届		申請者の氏名及び住所 法人担当者の氏名及び携帯電話番号
私道整備助成工事承認通知の写し		申請者の氏名
工事現場の写真		-

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年12月17日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成22年1月8日 (第93回第三部会) 平成22年1月14日 (第159回第一部会) 平成22年1月15日 (第162回第二部会)	・諮問の報告
平成22年1月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年1月26日 (第163回第二部会)	・審議
平成22年2月12日 (第164回第二部会)	・審議
平成22年2月26日 (第165回第二部会)	・審議
平成22年3月15日 (第166回第二部会)	・審議
平成22年3月26日 (第167回第二部会)	・審議